

第六十八回 参議院外務委員会會議録第十一号

(二八九)

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

岩間 正男君

補欠選任

星野 力君

出席者は左のとおり。

委員長

八木 一郎君

理事

石原慎太郎君

佐藤 一郎君

山本 利壽君

森 元治郎君

委員

佐藤 隆君

杉原 荒太君

塚田十一郎君

長谷川 仁君

増原 恵吉君

加藤シヅエ君

田 英夫君

西村 関一君

羽生 三七君

渋谷 邦彦君

中村 正雄君

星野 力君

国務大臣

外務大臣

福田 赳夫君

国務大臣

大石 武一君

政府委員

外務政務次官

大西 正男君

外務省条約局外務参事官

穂崎 巧君

外務省国際連合局長 影井 梅夫君

外務省情報文化局文化事業部長 加川 隆明君

事務局側

常任委員会専門員 小倉 満君

説明員

環境庁自然保護局鳥獣保護課長 仁賀 定三君

本日の会議に付した案件

○国際交流基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八木一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。一昨二十三日、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として星野力君が選任されました。

○委員長(八木一郎君) 国際交流基金法案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○田英夫君 この国際交流基金の問題、前回も質疑ありまして、大筋のところの問題が出てきましたので、やや具体的な問題について伺いたいと思

うのですが、この問題で一番気になるのは、何と云いますか、外務省、政府の息がかかり過ぎるとぐあいが悪いのではないかと。やはりあくまでも民間中心にあってほしいということだと思つて、それですけれども、その点は理事長の人事なり、あるいは審議会の人事なりというところでお考えいた

だけるとは思いますが、基本的には民間中心ということをごまかすようにお考えいただいてはどうか、大臣から……。

○国務大臣(福田赳夫君) まことにごもっともな御意見だと思います。これは本来ならば、民間から盛り上がった形ということも考えられる。数年前一千億民間財団構想、こういうこともあり、たいへん私どもはそれに期待を寄せておったわけですが、金が集まらぬ、こういうことで立ち消えになったような次第ですが、今度できますこの基金につきましても、精神においては民間の英知を集結するといふようなものにして、そこで人事につきましても、理事長は役人からの天下りといふことは考えません。これは皆さまの御意見もいろいろ承りまして、そしてこれはという方にお願いをいたしたいと考えておるわけでありまして。

それからこの機構は、運営はもとより理事長を中心とする理事がこれを行なうわけでございまして、それだけでも、私どももいたしましては、運営審議会の委員ですね、この方々につけばな方をひとつ御就任をお願いいたしまして、この方々にこれの運営にほんとうに実質的に参加してもらいたい。形ばかりのことではなくて、ほんとうの活躍をしてもらいたい、こういうふうに行なっておりますが、そういう仕組みを、これは実行いたしますと、田さんのおっしゃるように、民間の英知を中心とした運営というものが実現できるのじゃないか、そんなふうな感じがいたしておるのであります。ぜひそういうしたいと考へます。

○田英夫君 もう一つは、民間ということのもう一つの意味で、お金のほうですが、先ほど大臣が言われたように、数年前に民間の基金を集めてといふことがあったように思いますが、今回の場合も、政府のほうからは百というところですけれども、プラス民間のほうです、一体そういうめどがあるかどうか。できればそれを加えれば、大臣

の前回言われた一千億構想というものに近くなるんじゃないかと思つて、そういうめどはないかがでしよう。

○国務大臣(福田赳夫君) 民間ではただいまの段階ではたいへんこの基金に対して協力の姿勢を示しておるのです。ただ、何ぶんにもいま収益状態が、おおむねの企業においてよろしくないもので、それから、現実の協力というものは、これはそう多くを期待し得るというわけにはいかぬと思つて、景気が常道に戻るといふような時期になりますると、ある程度のは期待できるんじゃないかと、そういうふうに思つております。ただし、私が千億といふことを二、三年のうちにいっておりました、その主力は何といつても財政資金のほうでなければならぬだろう、こういうふうにご考へております。

○田英夫君 何とか、やはり百億といふのは少し規模が小さい。しかも、百億といふと一見大げさな感じがするけれども、それを使うわけではないわけですから、やはり一千億構想に一日も早く持つていかないと、せっかくつくつても、従来の国際文化振興会があまり何もできなかったと同じようなことになつてしまふおそれがあるのじゃないかと思つて、そこで今度は対象になる国ですね、これが当然欧米各国に日本を知らしめる、あるいは東南アジア各国に知らしめるという意味で、その辺の国は考へておられると思つて、けれども、問題は共産圏といふますか未承認国、ソ連の場合は、これはあり得ると考へていいでしようが、あるいは未承認国ですね。いま問題になつてゐる中国といふようなことは、どういふことになるのか、その辺いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは地域的にいいますと、まずアジア、それから経済的に非常に関係が深い、これを間違ふとたいへん重大なことになるアメリカ、そういうようなところ、と

にかくスタートの年でありますので、そう世界じゅうというわけにはまいりませんけれども、考え方の基本といたしましては、国の成りたち、そういうものにイデオロギー上の差異はつけません。こういうふうにいいたしたいと思っております。ただその中におきましても、承認国と未承認国、これは若干の違いが出てくるだろう。気持ち交流という、そういう前向きな気持ちでありまして、承認をいたしたいという相手方では、若干の違いが出てくると思いますが、脱イデオロギー、そういうような精神でやってみたい、そういう考えでございます。

それからソビエトということでありましたが、これはもちろん交流の対象として重要な国であると考えております。

○田英夫君 具体的にたえば中国に歌舞伎を派遣、派遣といいますが、行って公演をするというようなことがあるとすれば、現実にはいまの中国の情勢で、いまの歌舞伎の出しものではなかなか受け入れられないかもしれせんけれども、先日松竹の歌舞伎担当重役に会いまして、実はこっち側としては行きたいんだ、ところが経済的に、もし向こうから許可があっても経済的にむずかしい、大世帯だし、そっちのむしろ難点があつて、行きにくいという話をしておりましたけれども、もし、かりの場合ですが、中国に行く歌舞伎という場合補助金が出るのかどうか、こういう場合どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) それはたてまえとして出せない、こういうことじゃございません。ただ、歌舞伎を一体出すのはいかどか、そういうような別の問題がありますが、同じ金を使って文化交流をやる、そのための補助金を出すその優先度という問題があるかと思ひますが、しかし、たてまえとして歌舞伎が優先的に考えられるべきものであるというふうな判断になった場合に、これに対して、補助金を出さないというふうなたてまえにはならぬと思ひます。

○田英夫君 さらに具体的な問題で、スポーツも当然この交流を行なう重要なテーマになると考へていふと思うんですが、現在体育協会のまかなつてゐる資金というのは、実は競艇、競輪などからのいわゆる船舶振興会とか、自転車振興会の金ということが第一になるというふうなことで、私なんかたいへん残念だと思ひますが、そういう中で、スポーツ交流をやるときに、ちよつと大きなチームを呼ぶと、やはりそういう寄付金を仰いでやつてゐるのがスポーツ界の現状であるわけですね。もし、この交流基金の中でスポーツというものが考えられるならば、そういうようなスポーツ、たとえばサッカーの非常に優秀なチームを招聘するとか、中国からバレーボールを呼ぶとか、アメリカから何かを呼ぶというふうなときに、やはり補助金を出す対象になり得るのかどうか。

○国務大臣(福田赳夫君) この基金は、末はともかく、ただいまの段階におきまして、既存の交流事業の財政負担の肩がわりをするというところは、これは極力避けていかなければならない。まだそれほどの實力のない段階でございまして、ですから、いまお話の体協が何かやろう、体協には体協の財政があるわけがございまして、それを今度、そのツケを交流基金のほうに回すというんじやこれはちよつと困るだろう。ケースバイケースですね。そういう場合は、体協のほんとうの臨時特別の事業であつて、国際政情に非常に重要なものである、こういうふうなものでありますれば、また考えようもありましようが、肩がわりとかそういうような性質のものであると、極力これは避けていきたい、こういうふうな考えです。

○田英夫君 もう一つこの基金を使う場合に、やはり考へていただきたいことは、マスを対象にするという問題ですね、せつかく交流——日本のことを外国に知ってもらう、あるいは外国の人を招聘して日本の人に外国のことをわかつてもらうという意味のいろいろな交流をやるときに、従来国際文化振興会がずいぶん古い歴史がある中であ

り知られてないといひますか、活動が知られてないのは、やはり文化人を呼ぶとか文化人を派遣するとか、わりあいこまかいことが多かったんじゃないかという気がするわけですね。もつとマスを対象にして周知させる、日本のことなんかも知らせる、こういうことが一つ基本的な大事なことじゃないかという気がしますけれども、そこで、たとえば映画をつくるとか、あるいはテレビ番組をつくるとか、テレビ番組なんかは、これは欧米のテレビが発達している国に対して日本のドキュメンタリーをつくつてそれを持っていくというふうなことは非常にいい方法だと思ひますけれども、この辺はどういうプロダクションならプロダクションに補助金を出すかということで、いろいろ問題が出てくるだろうと思ひますが、こういうことは考へておられますか、テレビとか映画について。

○国務大臣(福田赳夫君) これはそういうことも非常に大事なところだろうと、こういうふうにも思ひます。ですから、この体制が整い、財力も整いますれば、これはそういうマスメディアですね、その活用、そういうことをやっていくべきだろうと、こういうふうにも思ひます。もつと外務省には文化事業部のほかに広報課というのがあります。広報活動をやっております。これは少し政治的な息のかかった広報、そういう意味合いもあります。そういう種類のものはそっちのほうでやる、文化交流の範疇に属するものにつぎましてはこの基金が担当するということ、これは重要なことだと、こういうふうにも思ひます。

○田英夫君 いまちよつとお話が出ましたけれども、外務省の加川さんがやつておられる文化事業部の仕事ですね、そここの交流基金との仕事の仕分け、つまりなわ張り争ひみたいなことになつてもいいかぬし、それからいま大臣言われた広報課ですか、そこもやや確かに政治宣伝、政府の宣伝機関ですから、それとははっきり仕分けがないとぐあいが悪いと思ひますが、そここのところはこういうふうになっておりますか。

○政府委員(加川隆明君) ただいまの御質問でございますが、外務省には情報局と文化事業部がございまして、いま大臣から申しましたように、情報局のほうはある一定の政策目的がありましてそれを広報していく、こういう考へ方、したがってシートレイトでございまして、それから、私のほうはもちろん外国を知り日本を知らせるということが一つの大きな目的でございまして、したがって、それはもつとロングタームの考へ方というところ。それから、実際問題としてたとえば非常に対米繊維の問題が強くつた、それに対する広報というふうなものはこれは情報局のほうでいたします。私のほうはもつとバックグラウンド的な広報というものをやっております。

それから、お尋ねの基金と事業部との関係でございますが、基金はもちろん外務大臣の監督下にあるわけでございまして、もちろん民間のそういうことを生かすことはもちろんでございますが、一応外務大臣の管轄下になっております。私たちとしてはそういう監督業務が一つ、ただし、日本の外交における文化政策というふうなことで、それから各国間の文化機関に対する協力の問題、それから各国とたとえば文化協定を結ぶ、この間ソ連といたしましてけれどもそういう問題、これは外務省の私のほうでいたす、こういうふうになっております。

○田英夫君 それと現在も何か所かに日本文化会館というんですか、海外にありますね、ケルンとかローマとか、こういうのは一体この基金との関係はどうなるのか、これは非常に重要な観点になると思ひし、できればその基金から資金を出してもつとふやすというところも考へていいのではないかと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(加川隆明君) お説のとおり、ローマとケルンに現在ございまして、これは所有権は外務省が持つております。国有財産でありまして、運営はいま国際文化振興会にまかせております。この基金が発足いたしますと、運営は基金がいたすというところになるのでございます。その中で私

○国務大臣(福田越夫君) 先ほど田さんからも御注意がありました。民間運営にしてあまり外務省は介入するな、こういうお話もあるので、これはもう理事長の責任、理事会またこの運営審議会、こういう方々のこれは意図をフルに動かさなければいかぬ、そういうふうにかけておるのです。そういう考え方のときに、あまり外務省が干渉図がましいことをやるという、またそういうナ

面でおしかりを受けるということになるので、加川部長の答弁もその辺を介意いたしておる、こういうふうな思ふわけでありませう。が、お話を筋はよく承知しておりますから、そういうふうな方向で、私どもは気持ちとしては善処したい、こういうふうな思つておるわけでありませう。

○森元治郎君 これ、気持ちとしては善処したい、なんという、その気持ちとしては善処すると、君の言うのはよくわかった、善処する、これをはっきり言つてもいいと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま申し上げましたように、これはあくまでも理事長の責任で済んだ問題でありませうから、そこで奥歯に物はさまたつたような申し方をいたしておるわけなんでありませう。私ども相談にどうせあずかる。あずかる際には、ただいま森さんのお話のような気持ちで応待をする、そういうふうな申し上げておるわけでありませう。

○森元治郎君 今度私の気持ちにしましたので、いま大臣の気持ちで善処する話だったのだ、これはやはり理事長は大臣が任命するのだ、また外務省自身がどうこうするということもできないことは私もわかりませう。こうやって発展的に解消する人たちに、十分善処する、私の質問の趣旨を体して善処する、これはいいんですな。

○国務大臣(福田赳夫君) 外務省の立場におきましては、お話のようにあたたかい気持ちで善処いたします。

○森元治郎君 大臣ね、このごろ大臣、初め大臣になったときはういしくよかつたのですよ、大臣の答弁は。(笑声) だんだん愛知さんみたいになつてきちゃつて、こちんとして、外務省といひましてはというたし書きがついたり、いまもう大政治家なんだから、まかしておけてなもんで、やはりしるうになつてもらわなければ困る。すっかり覚えちゃつて、頭がいいのだから、みな覚えちゃつて、おもしろくなつてき

ちゃつたですよ。これから大政治家になる人は注意してもらいたいと思ふ。

それじゃそれはそのままで、あたたかい気持ちでいることは了承します。

それでは理事長は民間人のほうに大体腹づもりされておるようですが、理事です、民間を中心にして、田君の質問に対して大いに民間人を起用するといふが、どうも四名の理事、予算は三名ですが、さしづめ、各省から一人づつくるようにしたらどうですか。たとえば外務省とかあるいは文部省とか、そういうところから引いてきちゃつたらどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ理事のところまで考へておりませんが、見込みとするとこれは混合形態といふか、そんな形になるかと思ひます。一部は民間の方、それから一部はこういう問題に経験を持った、まあ役所のキャリアを持った人です、こういう人の混合といふ形になるだらうかと、こういうふうな思ひます。

○森元治郎君 理事長さんは財界みたいな人、そのような人がなりそうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、理事長は純粋の民間人といふふうな考へておるのです。実は、まあ総理と話をいたしました、予定しておつた人がおるんですが、その方がおなくなりになつて、そこで新しくまた話をしなければならぬと、こういうことなんです、これはもう純粹に、どこから見してもこれから伸びゆく重要な基金の理事長として、それにふさわしい人といふこと、それを旨としてやつていきたい、さうに考へております。

○森元治郎君 加川政府委員、非常勤の理事はどんなふうなことを考へておりますか。

○政府委員(加川隆明君) 非常勤の理事について、いま外務大臣から申しましたように、まだ全く構想がないというのが現状でございます。

○森元治郎君 それではこれも官民混合ですか。

○政府委員(加川隆明君) これも私たちがまだほんとうに考へていないわけなんでございます。

○西村関一君 関連。

基金の目的については、国際文化交流ということでありませう、これは先ほど来答弁があつたと思ふので、文化の面におきましては、イデオロギーを越えた問題だと思ふのです。いづれの国とも国際文化交流という立場からやられるお考えだと思ふのです。たとえば私はこの間もハノイへ参りまして、歴史と文化のあるベトナム民主共和国の、したがって、歴史学者や、考古学者や、いわゆる文化人、そういう人たちが接触いたしました、そういう人たちの、そういう国との交流もいまはちよつと非常事態になつていまして、大臣、お考えのうちにお願いいたしたいです。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ承認国でありませう、文化交流でありませう、これはもう幅広い気持ちで考へて推進していく必要があると、こういうふうな考へております。

○西村関一君 あそこは考古学の博物館がありませう、その館長なんかも、何らかの機会に日本の考古学者と交流したいといふことを言つておりましたが、そういう機会があつた場合に、日本政府としては文化交流といふ意味から受け入れる体制をお持ちでございますか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは交流基金がやることになりませう、あるいは文化庁あたりがやることになりませう、それは別といたしまして、政府としてそういう考古学の問題についての交流、これはもう一向私は支障がないものだ、かやうに考へます。

○西村関一君 それから、私は関連ですから、たくさん尋ねたいことがありますけれども申し上げませんが、私が心配しておりますのは、文部省の所管であります留学生の問題、これが必ずしもスムーズにいってないといふふうな考へておりますので、文部省所管あるいは科学技術庁所管のその他の問題につきまして、外務省が窓口になつてまとめていく。この基金ができた場合、そういう指導をやつていかれるということが望ましいと思

います、留学生の問題は外務省としても無関心でないはずでございますが、そういう点が一点。それから外務省が従来やつておられます所管の文化交流、そういう問題があります。たとえば留学生の問題にしましても、国際学友会が外部団体として、補助団体としてございませう。そういうもの、あるいは外務省が従来やつておる事業とこの基金との関係はどうなつておるのか、この二点だけをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ国際交流という範疇に属する仕事は各省に多岐に分かれており、特に文部省、文化庁、そういうところと競合する問題があるわけでありませう。で、その総合調整を一体どうするか、こういうところに問題が確かにある。あるのですが、官庁のそういう問題の調整を行なうといふことは、なほ張りという問題は別といたしまして、かなりむずかしい問題があるわけなんです。そういうふうなことで今回は、交流基金といふものは、この権限、各省にまたがることとの諸問題と調整といふものは関係なく、一応交流基金の仕事といふものを進めていくことにいたしますが、しかし、これはいづれどうしても総合的に見る必要が出てくるだらうと思ふ。そういうことはまあ当然考へていかなきゃならぬ問題であるし、また考へておるのです。逐次どういふうにしたらいいのだからといふことを考へ、この総合調整ができるような仕組みはぜひつくりたいと、こういうふうな考へておりますが、これは今後の問題といひたいと思ひます。

それからそういうふうな、まあ同じ意味もありまして、国際学友会これは外務省プロパールの仕事としてやつてきておるのです。これは当面はそういう形でやつていく、総合調整についてはこれからの課題として考へると、その一つの問題である、こういうふうな御理解願ひます。

○森元治郎君 田さんの質問にもありましたが、例の一千億構想ですね。いま田君に対する答弁を聞いておりますと、だんだん後退をして、期待する財界は協力の姿勢にはあるが、当分は財政資金

○政府委員(加川隆明君) 二つございまして、運営審議会というものがあつた。これは先ほど来大臣が申しあげました学識経験者等を含む二十名以内。それから設立委員というものは、この法律に書いてありますのは、これは特殊法人をつくるときに全部必ずある規定でございまして、各省事務次官、それから二、三名の学識経験者を含んだ会議をつくるわけにございまして、これは全く何と申しますか、特殊法人の設立に際して慣例的にある会議で、これは別に特に基金の方向を定めるというふうなものはございせん。

○浅谷邦彦君 問題は、この設立準備会議ですか、この方がどういふ検討を加えられ—やはりこれが一番軸になるとは思うのです。審議会のメンバーであるとか、あるいは新たに委員を予定すべき理事長とかその他の役員員についてもこのあたりできまるのじゃないかという感じがいたします。それだけに、確かに法律に定められた規定に基づいて委員というものがきめられていくでしょう。ただその際に、しばしばいままでも注意を喚起してまいりましたように、一つのお手盛りみたいな、ただ機械的にいんな人事をきめていくというふうなおそれがないとは言えないという過去のいんな経緯があるだけに、その辺は、設立準備会議の中でいろいろ検討された事項については、やはり福田さん御自身がチェックを最終的にはなされて、あらゆる面から網羅された態勢でもって臨むという最終結論をお出しになることになるんでしょうね。

○国務大臣(福田勉夫君) 設立準備会議は、これは私に對していろいろ意見を述べたさる、そういう機構でございまして。この委員会におけるいんな考え方、これは私が十月一日に発足するこの基金に対する姿勢、これをきめる上においての重要な資料とするということは、これはもちろんそのとおりに考えております。

○浅谷邦彦君 最後に一つだけお尋ねをしておきたいと思いますが、いんな事業計画がここに列記されております。特に日本の事情について、ま

あ外国の理解を深めること、それに伴う日本語の普及、教育、あるいは留学生等の問題、そこらあたりが相当大きなウェイトを持つ課題だろうと判断されるのですが、まあ私の記憶必ずしもさだかでありませんけれども、つい数年前の何らかのロンドンとかで発行された小学生向けの教科書で、あれを見ると、依然として東京あたりで馬車が走って、ちよんまげを結った人が歩いてるというふうな、そういう絵入りの教科書がある。これはもちろん極端な例かもしれませんが、いづれにしても、大体、まだ最近の時点になつても、相当戦後交流が進んだはずなんですけれども、日本に對する全般的な理解が足りない。まあいんな点がそれはその障害としてあつたろうと思ひます。いまその点についてやかくどうこうということとは言及を避けさせていただきます、一番そうした問題を通じてシャープに、しかもストレートに、何といひますか理解の判断を与えるという面では—ここにも視聴覚という問題が出ております、その普及というものが、おそらく映画だとかそういう問題だと思ひます。そうした問題について、特にこの基金自体が、どこかに特別に依頼して、日本の文化、風物詩を取材して、それをどんなふうな機会に紹介をするなという方法が一番手とり早い、日本をある意味でずいぶん深くとは言わなくとも、日本の現在置かれたいんなレベルというもののについても理解をさせていく一つの方途であるというところが考えられるのですが、われわれ単純にしろとが考えまして、そうした点についてもおそれなくこれから積極的に取り組むやうな事業に思ひますが、そういう個々の具体的な事業についても当然これからの審議会等において検討されると思ひますけれども、われわれの要望としては、そういうまず可能性のある問題から直ちに手がけてもらいたい。これは要望を含めて申し上げたいわけでありまして。その点について、できることとできないこととあります。できないうことは時間がかかるということとなん

で、何といひてもすぐできることから始めてもらいたい。その辺はどういうふうになつてゐるかを尋ねて私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(加川隆明君) お答えいたします。一番最後のフィルムの問題でございまして、これはオーディオビジュアルと申します。フィルムは外務省直轄でつくつてゐるところが現在年間四本ございまして、これは十六ミリでございまして、それから民間でつくつたものを買うというのが約二百本くらいかと思ひます。これを全部在外公館に出しまして、これは日本の産業、いまおっしゃつた風物、そういうふうなものをこれを全部含めましてスペイン語、英語、フランス語、それからロシア語もつくつております。ただ、これはまだふうなことをやっております。ただ、これはまだ非常に数が少ないものでございまして、こういう点は十分今度の基金でも考えたい、こういうふうにかえております。

それから、今度の最重点はやはり人物交流でございまして、これは先ほど森先生、田さんから出たと思ひますが、マスに對する広報というやうなこと、これを考える。ただ単に文化人ということではなくて、若い青少年に對するということや、形を整えたいというのが大臣の構想でもございまして、私たちがそういうふうにかえております。

○星野力君 これまで外務大臣や外務省の説明、答弁をお聞きしてきたんでありますが、この基金が何をやるうとしてゐるのか、積極的な意義がどこにあるのか理解しかねてゐる状態です。これにせいで財政の裏づけを強化することによって、これまで国際文化振興会がやってきたこと、あるいは外務省の文化事業部のやってきたことをもう少し手広くやるというふうな構想なのではないかと想像してゐるわけですが、その辺がどうかという問題が一点であります。

それから相互交流をうたわれてゐるのでありますが、おもなことは、日本から出ていく、日本のものを見せる、日本を宣伝するというのが主であつて、諸外国についての理解を深めるというこ

とはあまりやられそうもない、一方的、一方交通的な仕事になるのではないかと考えられるわけでありまして、この基金の仕事は宣伝とかPRとかいうものとは違ふんではないかと思ふんですが、違ふのか、どういふふうに違ふのか、この二点お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田勉夫君) この基金の仕事は、在外務省がやっております宣伝活動とは性質が違ふんです。つまり、情報文化局というものがあつて、そこで仕事をしておる。これは日本の政策のPR、そういう活動なんです。これは今後といへども必要なことでありますので、これも強化するといふ方向を考えておりますが、同時に、この基金を設置するに至りました理由は、わが日本と世界の各国との交流が頻繁になつてきておる、非常に關係がどの国との間でも緊密化しておる。ところがそれは経済に偏してゐる。そこで日本と諸外国との關係を經濟偏重でなく、特に日本といふものの自體の理解、幅広い理解、相互理解、そういうものにしたいといふこと、それから、特に文化を中心にした平和的な姿勢での交流、こういうものに大きく目を開かなければならぬ。これはほんとうに私は必要になつてゐる。これはほんとうに必要になつてゐる。いままでの外務省の行なつてきた事業、これは国際文化振興会の仕事、これは繼承をいたしますけれども、考え方につきましては、ほんとうにこれは新しい日本外交の姿勢の一環である、こういうふうにかえていきたいと思います。

○星野力君 交流といひますと、どうしても人がやるんで、人が一番大事、それから機構の問題だと思ひますが、先ほど来のお答えで理事長は民間人、それから理事は混合体、こういうふうにおつてゐる。私、理事もとりあえずはたいして大きくない世帯なんです。四人の理事は必要ないんで二人くらい民間からしつかりした人間を選んだらよろうと思ふんでありますが、問題はさらに運営審議会ですね、ここに民間の英知を

結果するというお話もありましたが、どういふ方面からこれ選ばれるのか。全部民間人でございいますか。

○国務大臣(福田越夫君) これは全部民間人で

す。

○星野力君 審議会、諮問機関ということになりますと、委員は手ぶらで会議に出て理事者側から示される方針を聞かされて思いつきを言うというのがどうも一般のうちに聞いておるんであります。大臣の言われる審議会中心の運営ということになりまして、この法案自体にはその裏づけがないわけでありまして、その辺の保証はどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(福田越夫君) これは外務大臣がそういう考え方であればそれは理事者に伝わるわけですね。理事者がそういう考え方になるということになりますればそういう運営が行なわれる。別にこれを法的にそれを明定しておくという必要はなく、事実実行できる問題だ、こういうふうにお考え

しております。

○星野力君 この基金を今後よく運営していく上ではその辺が一番問題だと思ふんですが、権限がないことにはやっぱり理事者側の、あるいは政府の方針というものがあるわけですから、日常的には大臣が別に目を光らせるわけにもいきませんから、どこかの部がこれを担当すると思ふんですが、どこがこれを担当いたしますか。

○国務大臣(福田越夫君) これは文化事業部でございます。

○星野力君 文化事業部のどこでございいますか。

○政府委員(加川隆明君) 文化事業部全体であります。

○星野力君 そうしますと、やはりいまのKBSと文化事業部の関係と同じような関係だと考えられるのです。せっかく大きな構想をもって、抱負をもってやられる事業なんですから、自主性がなければ創意的な仕事なんかできるはずがないのですよ。理事長、理事、それから運営審議会を含めてこの事業の企画、予算編成、人事、これが政府の制肘を受けないようにやられる必要があると思う。言ってみれば金は政府が出すが口は出さぬ、そういうふうにしたさなければいけません。大臣、どうですかその辺は。

○国務大臣(福田越夫君) 大体そういう精神で進めていきたいと思ふます。

○星野力君 この職員はさしあたって五十五人でございまして、KBSのほうは希望退職者を除いて三十六人というふうになっております。残り九人はどこから採用いたしますか。

○政府委員(加川隆明君) KBSの職員は三十五名になります。それから希望退職者を除きまして申されておりましたが、希望退職者はまだ出ておりませんので、出ておらないと承知いたしております。またさしあたって二、三人出れば三十二、三名ということになります。それから基金のほうはさしあたって五十五名、理事者を入れまして五十九名になります。五十五名であります。そこで残りの二十四名前後については、ただいま大学等にお願ひいたしまして、新しい人に働いてもらいたい、こんなふうにお考えで着々準備を進めております。

○星野力君 官庁から外務省、文部省などからここに出向するということはお考えおられないわけですね。

○政府委員(加川隆明君) これはやはり行政体でございまして、いわゆる文化というほうのエキスパートの方が必ずしも行政面で優れているという、御経験があるということでもございせんので、たとえば経理というふうなもの、こういうふうなもの、やはりそういうところから出た人のほうが、こういう特殊な仕事を運営するには適しているのではないかと考えております。けれども、必ずしも具体的にだれをどういふふうにといいことを考えておりません。

○星野力君 経理などの行政面にたんのうな人を官庁から出す、こういうお話なんです、そうするとさしあたり二十人前後——何人もそう人は要らないと思ふますが、どうですか。何人くらいですか。

○政府委員(加川隆明君) 全くその点についてはパーセンテージを何名というふうには考えておりません、やはり適材適所でいく、こういうことを考えております。

○星野力君 適任者、適材適所、こういうことばが出るのではないかとおっしゃったのですが、この問題、皆さん先ほどからもその点心配されておると思うのですけれども、この基金の仕事、やはりかなり高度の専門的な仕事になると思うのです。そういう場合に官庁の方が二、三年交代で出かける、あまり経験も文化交流などにない、しかもそういう人がどうせ出向していくんです、これは幹部として、部長としていくケースが多いと思うのであります。そういう腰かけ幹部でもって運営されるというふうになると、これは自主的な創意的な仕事というものはうまくいかないじゃないか、こういうふうにお考えおられますか、そういう腰かけ幹部の問題についてはどうですか。

○政府委員(加川隆明君) 腰かけ幹部ということでございますけれども、まあ先ほど申し上げましたとおり、適材適所に置くと、こういうことでございまして、先ほど来大臣が申しましたように、運営審議会等を通じて、大きなラインはこれに、運営審議会等を通じて、大きなラインはこれに、もう全く民間の創意といひますか、そういう点で理事長は民間から出るといふことを考えておるわけでございます。そういう形で運営をし、民間の創意を生かしたいと、まあこんなふうにお考えおられます。

○星野力君 いま言った腰かけ幹部もこれは悪いですが、もっと悪いのは、終身出向幹部というの、一番悪いと思うんです。これは官庁としてもあまり自分のところに必要な人材は出さぬ。必要のない人を出すというふうなことになるやうに思うのですが、そういう人たちは幹部の位置にすわって交代なし、腰かけ幹部なら二、三年すれば

ば帰って行くんですからまあいいんですが、これは交代なし、死ぬまでやる、退職するまでやるということじゃ、これは大いに基金の仕事を阻害していくことになると思ふんですが、そういうやり方、まあ経理なんかの問題で、どうしてや、必要のところまで私やめるというわけじゃありませんけれども、こういう出向幹部というものは原則としてやらぬ。そうしてはえ抜きの専門家をつくっていく。そういう方向でもってこれは対処すべきじゃないかと思ふんですが、ついでにお聞きしますが、管理職は何人くらいになるんですか。

○政府委員(加川隆明君) ただいまのところ管理職をどういふふうになん名置るかというふうな組織上のことは考えておりません、ということばはきまっております。ただし予算上は十二名。

○星野力君 五十五人の職員のうち十二人が管理職ということでは、これはやっぱり多過ぎると思ふんです。少ないほうがいいと思ふます。

それから労働条件のことについて先ほど質問もあり、お答えもありましたが、他の特殊法人、同じような対外的な事業をやっているところのアジア研究所とかジエトロなんか比べても、かなり給与は低いという数字が出ておりますが、その点は大体その程度まで、いまあげたような特殊法人のレベルまでは引き上げられるものと理解してよろしいと思ふますか。

○政府委員(加川隆明君) 先ほどお答え申し上げましたとおり、特殊法人というのはいへん数がございまして、やはりそういうふうなおののアベレージ、それから仕事の性質等を考えまして、新しいものを、新しいそういう給与等をきめていくことになると思ふます。ただし、申し上げますとお

り、これは新しい理事者の権限でございまして、外務省といひましてはそういうことを考え、また現在の状況よりは不利にならないようにということをお考えおられます。ちなみに大体予算上で考

考えております。

○星野力君 まあその辺を配慮しないと人材は集まらぬ、養成もできないということになると思うんですが、まあKBSの人たちを引き継がれるということになるんですが、退職金なんか計算もいままでの基準を引き継いでいく。それからポーラス基準なんか引き継がれることによって、有利にはなっても悪くならぬというふうに考えますが、これはそうなら別にお答え要りません。

それからあのKBSの海外派遣、それから先ほどもお話ありましたが、これは現地の事務所を持っておられないわけですが、何か現地の大使館の職員というような身分だということですが、職員というふうな身分でこの重要な事業を海外において遂行するというのはちょっとひどいと思うんですが、その辺はどうなるか。

○政府委員(加川隆明君) ローマとケルシには文化会館ございまして、これは外務省の固有財産でございまして、運営を受け継がれる。

それから、それ以外にサンパウロとニューヨークだったと思いますが、そこに派遣員が出ております。これは職員というところではございませんで、国際文化振興会の職員として出ているわけでございます。ただ実際問題としていたしましては、お金がないというので、職員を派遣するだけの費用で、事務所がないというようなことで、大使館の一部に入っておるというようにございまして、また、ロンドンにもございまして、そこで、そういう状況を直したいというのが、この国際交流基金を設立したゆえんと目的でございまして、そういう点を直していきたいと、こういうふうに考えます。

○星野力君 ニューヨーク、ロンドンのほかに、ブエノスアイレスにも派遣が行っておるというようにわれわれは聞いております。われわれは職員なんだということを言っておりましたが、それは是正するとおっしゃるんだから、それは信用して、その問題は打ち切ります。

別の問題ですが、ひとつお聞きしておきたいのは、占領下に政府関係の文書がアメリカに持ち去られた問題ですね。記録と図書及び占領前の旧内務省関係、特に特高警察関係、言論取り締まり関係のもの、陸海軍関係の記録、戦後、占領軍検閲関係当局に納められたもの、数十万あるいは数百万件などと言われておりますが、どういふものがどのくらい持ち去られたのか、時間がございせんから、ごく簡単によろしゅうございまして。

○政府委員(加川隆明君) 本件については、昨日参議院の決算委員会、総理に対する御質問がございましてございまして、全体のリストはできております。

それから公文書あるいは図書、政府のものは、これはサンフランシスコの平和条約で、当然に——当然に——というのは失礼申し上げました、アメリカ軍に持って行かれたというものに対しての損害賠償請求権も、それから請求権も、ともに放棄いたしておりますので、それから私文書と申しますか、私人の持っておるものについても、請求権を放棄いたしておりますものでございまして、現実としてアメリカ側に返してこれということはできないと思っております。

○国務大臣(福田赳夫君) いま米軍に占領中押収された文書につきましては、答えがあったとおりでございますが、これはもう日米関係、沖縄返還も済んだという段階でありますので、向こうに残しておるというふうなものにつきましては、これは返してもらおうというための話をしてみたい、そういうふうに思っております。

○星野力君 これはぜひしっかり話をしたいのでございまして。

三月八日に、決算委員会、久保田国会図書館長が説明されておりますが、陸海軍の記録は大半返されて防衛庁の戦史室あたりにあるそうでございまして、いわば一部が返されて、その他は返されておらない。アメリカのワシントンの議会図書館に二十八万冊、その中には内務省関係、当時の治安関係資料、特高資料も含まれておるわけござ

います。これらはいずれも重要な歴史的な資料であります。戦前のそういう問題を調べようとしてもなかなか資料がない。たとえば特高月報などというものがコピーされたものが古本屋で四十万円、五十万円で売られておるという状態、そういう資料がアメリカにござりあるというところでありまして。また、GHQ、CIEの検閲官であったゴードン・W・プランジですが、かれは納本、検閲のゲラ刷りまでそっくり持ち返って、そうして御存じのようにメリランド大学のマッセルデン図書館にプランジ・コレクションとして単行本六万冊、新聞、雑誌一万タイトルがあるというんです。しかも久保田国会図書館長の答弁では、一昨年四月の水害でだいぶいたんでしまつておるというところ。こういう状態で、実際これは情けなくもありません、このまま済ましていいことではないと思つて、ぜひ取り戻してもらいたいと思つております。これはまあ請求権放棄したとおっしゃるんですが、陸戦法規などからしても押収できないような性質のものまでみんないくつかれておる。そういうものに対してはやはり請求権は放棄したことになるんでしょうか。

○政府委員(加川隆明君) このサンフランシスコの平和条約は特殊法でございまして、陸戦法規は一般法でございまして、特殊法のほうが優先する。それからまあ後法は前法に優先するというところもございまして、外務省といたしましては、これはサンフランシスコ平和条約に基づいて処理すべき案件というふうに考えております。

○星野力君 時間がきたようでありまして、もうこれで終わりますが、これも重大な戦後処理の忘れられておつた問題だと思ふんです。外務大臣がさっき言われたような立場で、これひとつしっかり交渉していただきたいということだけを申し述べておきます。

○森元治郎君 ちょっと、たいへん大事なことを聞きそびれておつたんだが、運営審議会の委員は全部民間人ですか。大臣もそういうふうにお答えになったように聞いていたんだが……。

○国務大臣(福田赳夫君) これは全部民間人というふうに考えております。

○森元治郎君 そうしますと、衆議院の附帯決議を見ると、あなた、ぬけぬけと御趣旨を体してなうて答弁しておられますけれども、「民間各界からの起用を特に考慮し」と、こう書いてあるんですね。これは全部民間人ならば、こういうのを書かなくてもいいようなものを書いてあるんですね。大臣はこれを尊重してなんぞ言うのはおかしいと思ふんですがね。黙つていけば通るんだから黙つていたほうがいいなんて……。

○国務大臣(福田赳夫君) これは私のほうから言っているのじゃないです。国会のほうから……。

○森元治郎君 そう、あなたが今度御趣旨を体してやりますと言っているから……。

○国務大臣(福田赳夫君) 私の気持ちは、ただいま森さんにお答えしたとおりであります。

○羽生三七君 こまかいことで一つだけ、簡単にですが、七、八年前私が成田さんと社会党から成田ミッシェンでソ連、東欧を訪問したことがあつたんです。そのときに東欧の幾つかの国で日本語の話せる人がいなくて、しょうがないので夏休みモスクワ大学から帰つてきておつた学生を、へたな日本語でしたが、問題にならぬほど、それを使つてようやく、しかも先方は国家元首といったような人たちの対談です。そういう場合でもそういうことがあつたわけですね。その後数年たつておるわけですが、そういう諸国における日本語のできる人というのはどのくらい現在あるのか。それから日本では何かそういうことに対して配慮しておるのかどうか。

○政府委員(加川隆明君) ちょっと日本語のできる人の数というのは、ただいま私承知をいたしておりませんが、在外における日本語の普及と、それから日本語教育をどういうふうにするかというところは、今度の国際交流基金の一項目に載つております。そして、いままでは足りなかつたと思つて、東南アジアはもちろんで、それから東欧圏でも、向こうから来てもらつて勉

強する、それからこちらから講座といひますか先生を出すというようなことはいま考えております。おそろくこの基金でやれると、こんなふうにかえております。

○羽生三七君 いまのはルーマニア等の例ですね。それ以外にも、もうほとんどしゃべれる人がいなくて、その後数年たっているからある程度できていけるかもしれないけれども、非常に行つてみて驚きました。こんなにも日本語を知っている人がいないのかという、しかも国家を代表するような人との会談ですらそういう状態ですから、普通のツーリストなんか推して知るべしなんです。

それからもう一つは、これは御答弁要りませんが、これは逆の場合で感心したことを一つ。河野議長と訪ソしましたとき、グルジャ共和国へ行きまして。そうしたら、贈られたのが啄木の歌百首、日本の古い歴史の物語りを書いた単行本、それぞ二冊贈られました。ソビエトの連中は全然わからないのです、グルジャ語ですから。地方の人たちだけがわかる。そういう地方都市でそういうものをわざわざ出版をして、そして私どもに贈呈してくれて、いま会館に置いてありますけれども、非常に興味あることだと思ひました。が、先ほど日本のことだけの紹介でなしに、向こうのことともいふ御意見もありましたが、やはりすぐれた文化は日本のほうでも向こうのものを紹介する仕事も大事だと思う。これはまあ、ただ注文だけであります。

○委員長(八木一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○森元治郎君 本案に賛成であります。基金の運営にあたっては、民間人をもつて構成する運営審議会の意見を尊重して、その積極的活用をはかること、ひとつこの際発展的に解消する国際文化

振興会の職員の処遇、すなわち人材の登用、給与など労働条件の改善、労使の自主的交渉などについてはあたたく善処していくとの政府答弁を信頼して、本案に賛成します。

○委員長(八木一郎君) 他に御発言もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。国際交流基金法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(八木一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

な、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては、前回趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○加藤シヅエ君 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約について、若干の質問をいたします。

この条約を締結するにあたりましては、国内法の整備という意味におきまして、公害対策及び環境保全特別委員会におきまして、特殊鳥類の保護等の規制に関する法律案を審議いたしまして、昨

日附帯決議をつけまして審議を終わり、全会一致をもつて可決いたしましたわけでございます。環境庁長官に對しましては、その委員会の席で十分に質問をいたし、御答弁もいただいておりますので、あまりにたくさん質問をいたすわけではございませんけれども、特に環境庁長官にここにおいでいただきましたのは、この条約を批准するにあたりましては、どうしても環境庁長官と外務大臣と、そこに仲よく並んでいただまして、こういうような種類の法律は、日本としてはたいへん珍しい、海を渡ってくる鳥というようになことに付いて条約を締結する、これは新しいことではないかと思ひます。しかし、こういうような問題は新しいというものがむしろふしぎでございまして、もっとも早くからこういうものはできていないけれども、なにかかかわらず、いまごろようやくこういふものができたということは、ある意味におきまして、日本の文化の水準の低さというものがここに露呈されているのではないかと思ひます。

でございまして、でございまして、私は福田外務大臣に、ただいま可決いたしました国際交流基金などの文化の交流というところにつきましても、いままでの文化の交流というところから芸術とか、そういう面の文化というところ以外に、もっと範囲を広げまして、環境の保全、動植物に対する心がまえ、その取り扱い、深い研究、その発表というふうなもの、やはりこれが国際文化の交流にたいへんな意味を持つものだと、むしろこのほうが現時点においてはより世界に向かつてアピールするところが多いのではないかと、こんなふうには考えますので、まあこの協定の成立につきましては、外務大臣といたしまして、今後どうかそういうような意味をお持ちになりまして、いろいろとお考えになっていただきたい。ことに環境庁長官はこの六月に開かれますストックホルムの人間環境会議に日本を代表して出席されますので、その途次ストックホルムに寄つて、今度はソ連ともこの渡り鳥協定について話し合いをさらにお進めになるというふうなことも承つております。また環境

会議に、ストックホルムの会議にお出になれば、いろいろの国際人にお会いになります。で、そのときには、アメリカとこの協定ができたかどうかでもカナダともつくらなくちやならない、あるいはメキシコともつくらなくちやならない、あるいは、それから今度は南のほうの国々、そして中国、いろいろの国ともだんだんとつづいていかなければならない。これはぜひどんどんと進めていただかなきゃならないことでございまして、また進めていただくことが日本の文化についておくれを取り戻す努力でもあり、またエコノミックアニマルの汚名をそそぐ一助にもなるのではないかと、こういうふうにかへて考えて、外務大臣にもそういうような御認識をさらに深めていただきたい。

こういうことをお願い申し上げるわけでございまして、ここにこれはたいへん古い話でございますが、一九三六年にアメリカ合衆国とメキシコとの間で渡り鳥及び狩猟哺乳動物の保護に関する協定というものが締結されております。で、その締結されましたときなんかにはこれを非常に重要視いたしまして、この法律締結のためにそれぞれ全権委員を任命して、そしてその締結をなすた、そして大統領の宣言というものがそこに発表されていくわけでございまして、ですから、まあその例に照らせばこの初めての渡り鳥協定に對しては、環境問題についての一番本部長でいらつしやる総理大臣の宣言ぐらいあつてもいいんじゃないか、そのくらいのがまえで日本もこういうものに取り組むんだという姿勢を示してよろしかったんじゃないか、こういうことを申し上げたいのでござい

ます。そしてもう一つは、この協定の前文でございまして、日本国政府及びアメリカ合衆国政府及び経済上大きな価値を有する天然資源であること、並びに適切な管理によつてこの価値を増大することができるとを考慮し、「云々」という、こういうたてまえでございまして、これはいままでのメキシコとアメリカとの協定その他の先例によつてつくられたもののように見られるのでござ

いまして、環境庁長官は、この六月に開かれますストックホルムの人間環境会議に日本を代表して出席されますので、その途次ストックホルムに寄つて、今度はソ連ともこの渡り鳥協定について話し合いをさらにお進めになるというふうなことも承つております。また環境

います。で、私はいまはそういうような先例によるのではなくて、あれから時代がずつと変わっておりまして、もう少しほかの次元からこれを取り上げるべきではなかったかと、いまから申しましてもおそいのでございますが、次にまたいろいろな国ともおつくりになるということでございすから、そのときの御参考にしていただきたいと考へまして、もう少し人間環境というようなものの大事故、かがえのない地球の上の大事故な資源であるということで、これは世界共通のたいへん大切な財産であると、それをみんなでそれぞれ分野において保護しよう、こういうような大きな気持ちを持って取り組むというような、そんな気がまえをこういうような条約の前文にも示していたきたかった、こんなふうに考えるわけでございます。

たいへん長いこと申し上げたんでございますが、外務大臣、ただいま私が申し上げたことに對しての御所見を聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 加藤さんのお話、私も全く同感でございます。この条約前文の表現について御意見がございましたが、このこと自体、人間環境ということを、包括的にいたしますと人間環境の改善推進と、そういうことだろうと思えます。若干従来の字句等も参考にしてありますが、そういう人間環境問題が非常にまぎびしくなってきたおる、そういう際、人間環境ということばは出ておらぬという点に御着目のようですが、趣旨はそういう趣旨なんです。御意見は深く傾聴いたして今後の参考にあしたしたいと、かように考えております。この今回御審議を願っておりますこの条約は、もうわが国といたしますと全く画期的なものでございます。しかし、いま御評価いただきましたように、たいへん大事な措置でございますので、ちょうどこういうものができたこの機会に、これを各国との間に取り広げていくということを考えてみたい、さように考えておりますので、どうかひとつ御協力のほどをお願いいたします。

す。

○加藤シヅエ君 各国というのは、いま考えているにしまいののはどこでないますか。

(國務大臣(福田赳夫君)) いまざしあたりはソビエトであります。これはソビエトは二百数十種の鳥がわが国との間で往来をしておる、こういうことでございまして、まあこのソビエトロシアをまず相手として話し合いを遂げさしたい、これは現在の正月グロムイコ外務大臣が来日いたしましたその際に私のほうからお話を切り出しております。まあグロムイコ外務大臣はそのときこの問題について予備知識がなかったものですから、イエス、ノーという返事はできなかった状態でありましたが、ちやうどいまお話しのように、ストックホルムの人間環境会議、それに出席されるわが代表大石長官が——あれは帰りになりますか、行きがけにモスクワに立ち寄りましてその話を進めるのを往来をしておる、この間にも考えていかなきゃならぬ問題がある、こういうふうを考えます。ただ、いま国交がありませんので、その国交正常化と、話の過程においては当然取り上げなければならぬ問題と、こういうふうを考えております。また御指摘のカナダ、これもアメリカ同様わが国との間に鳥類の往来があるわけであります。が、これもいずれ話は始めなければならぬ問題である、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○加藤シヅエ君　大石長官に伺いますが、いま外務大臣が外務省としても次々にいろいろ御準備をなさっていらっしゃることで、ぜひそういうふうに進めていただきたいことでございますが、直接の鳥獣の保護を扱っていらっしゃいます長官といまして、今度アメリカとできる、そして次にはソ連とできる、さらにほかの国ともどんどん、きつと向こうの国からどんどん申し込みがあるであらまいしょう、そうしたら受けて立たなければ

ればならない。それでこの仕事は非常に忙しくなるわけですが、その中でも研究、調査というようなことが入っているわけですが、そういうようなことに対しては日本の環境庁のこの予算なんかを見ますと、そんな予算で外国との協定がどんどん結ばれて、資料の交換、報告なんていうのが書いてございますけれども、そういうようなことがはたして十分におできになるのか。将来はどういうような抱負を持っていられるのか。どうしても予算やなんかのもつとなないければいけないことがたくさんあるのじゃないか。そういうようなことについて御報告があったら承りまして、この機会に外務大臣にも、そういうときには大蔵省がもっとも理解がないようでございますから、ひとつ加勢していただかなくちゃならない、こういうふうに私は思っておりますので、長官どうぞお願いいたします。

○国務大臣(大石武一君) いま非常に加藤委員から激励のおこたばを賜わりまして、非常にうれしく思った次第でございます。

おっしゃるとおり、ようやく外務省その他皆さ
まの御努力によりまして、初めて海を越えて二国
間の渡り鳥保護条約ができたわけでございまし
て、なるほど条約そのものは画期的なものでござ
います。世界で初めてでございます、海を渡った
のは。しかし、まだその内容につきまして、ある
いは国内の体制につきましては、おっしゃると
おりまことにさびしいものがございます。われわ
れで決して満足するものではございません。では
、何せいままでの国のもの考え方、行政の中
へこの鳥獣をどのように保護するか、どのよう
な方をするかという基本的な方針もあまりき
まっておらなかったと思うのです。ですから、日
本全体の鳥の保護につきましても、わずか千七
百万の予算というところでございますから、これ
はもう民間の小さな一研究所の予算にも劣る
くらいであります。これで日本全体の鳥の問題
をめんどどきう見ようといつても、これは無理
なことは当然でございます。幸いに、ことはよ
うやく大蔵省も

いろいろな面で理解をしてくれまして、御承知のように一億二千万ほどの金がついたわけでございますが、これも七倍半にはなったというけれども、ほとんど絶対額はきわめて小さなものでございます。しかし、このような予算が何倍かにふえたということは、やはり日本の行政がいろんな自然保護、あるいは鳥類の保護ということに対して理解を持ち始めた、こう私は解釈していいと思います。ですからここに新しい日本のそのような考え方の行政の基礎ができたと思いますので、今後はこのような方向でいろいろと予算の面でも多く獲得できましようし、それに従いましていろんな研究とかいろいろな対策を立て得るものと――われわれはもちろんなそのようなことに進めたわけでございますが、ようやく基盤ができたという感じで、あすからの明るい先の見通しを考えておるわけでございます。そういうことで、今後一生懸命に努力してまいる考えでございます。

○加藤ツエ君 外務大臣にちょっと知っておい
ていただきたいんですが、日米間にこう
いう協定ができて、いま大石長官が申されま
したような環境庁の陣容で日本ではこれに当たる
わけでございます。これは序の口でございますか
らやむを得ないかと思えますけれども、それに
いたしても、相手のアメリカではどのくらい
予算を取ってこういう問題を取り扱っているか、
御承知かと思えますけれども、内務省のフィ
シュ・アンド・ワイルドライフ・サービスとい
う役所でこういう問題すべてをカバーして取り扱
って、そして役人の数が三千人、日本の環境庁鳥獣
保護課は十一人というような開きでございます。
その予算はいま長官が申されましたけれども、ア
メリカの予算は年間四百億ドルというようなわけ
でございます。これで向こうはどんどん調査をい
たしまして、それで報告なんか、一緒に研究しよ
うとか何とか言ってくれば、そのつき合いはも
うほんとうに日本としてはずいぶん苦しい立場に
置かれるのじゃないかと思うのでございます。特
に、絶滅に瀕している鳥類をこの協定で取り上げ

た、これも一つの画期的なこの協定の新しい面だ
と思ひます。これは非常に重要なポイントで
ございませうが、絶滅に瀕した鳥類というのは、こ
ういうような協定がもっと早くできておりましたら
ば絶滅に瀕しなくてもよかつたわけでございませ
う。これがよくあらわされて、絶滅に瀕するよう
な状態になったわけでございませう。でも、まだ少
しばかり残っているトキとかタンチ・ウヅルとか、
あるいはほんとうに少ししか残っていないア
ホウドリとか、そんなものも何羽いるかというこ
とでみんな数えられておられますから、そういうよ
うなものを減らしたならば日本の信用にも
関すること、こういうことに対しては十分に協
定の事前も、忠実に協定を順守しているという形
を示さなくちゃならない、こういうことを考へて
おりますが、その点もどうぞお考えくださるよう
御考慮をお願いいたします。

さらに、この問題につけ加へまして、この第一
条の中に「適用地域は、次のとおり」という中
に、(b)項で「日本国については、日本国の施政の下
にあるすべての地域」とございませうが、尖閣列島は
この中に含まれておりますでしょうか、外務大臣。
○国務大臣(福田赳夫) これはもちろん尖閣列
島を含む趣旨でございます。

○加藤シヅエ君 それはもちろんそうだと思つて
おりますけれども、特にこれを確認する必要がある
のは、尖閣列島は絶滅に瀕する鳥類がいると
ころで、非常に注目されているところございま
すので、やはりこれが日本国の地域であるとい
うことになれば、ここに絶滅に瀕する鳥がおります
ので、これに対しても配慮しなければならぬとい
うことでございませうから、それもひとつ覚えて
おいていただきたいと思います。いま絶滅
に瀕する鳥ということで、私が、もっと早くこ
ういうような条約ができれば絶滅に瀕さなくてもよ
かつたということ、これは日本だけではござい
ませんで、アメリカでもそうでございませう。けれ
ども日本の場合は、そういうことについて非常
に注意が足りなかつたし、関心も薄かつたため
に、あたら大事な天然資源を絶滅に追いついてい

るわけでございませう。それは日本人の鳥とか花と
かというものの対する態度というものに少し問題
があるんじゃないかと思ひます。日本人は花を愛
し、鳥を愛し、自然を愛し、いろんな文学の上に
そういうことがよく表現されていまして、にもか
かわらず、国全体の財産であつて国の子孫にこれ
を伝えていかなければならないという考えに乏し
くて、自分だけがこれをとつてこよう、自分の家
の床の間にいけてしまふ、自分のこれを産業の一
つとしてこういうものを使うというふうな考えに
それがつながらつていまして、こういうふうな
日本人として反省すべき点があるんじゃないか。
現に、けさちょっとニュースを聞いておりました
も、どういふニュースがあるかと言へば、北海道
であつた美しいエゾリンドウと申しますか、美しい
花でございませうが、あれが観光客やいろんな業者
にとり尽くされてしまつて、全部絶滅に瀕する
としていくというふうなことが一つのニュースとし
て出てくるわけでございませう。そういうふうな
ことは、これは環境庁のほうで自然保護の上から
やりになると思うが、次から次へこういう問題が
起こつてくる。日本人がそういうふうな態度であ
るということが、ここに絶滅に瀕する鳥の問題に
ついては不名誉な印象を国際的に与えてい
うことでございませう。この不名誉はこれは今後挽
回していかなくちゃならないのでございませうが、
いま尖閣列島のことと同じましたのは、尖閣列島は
アホウドリが少し残っているという報告があるわ
けでございませう。それから日本の伊豆七島の一つ
の鳥島にも少し残っている。ところが鳥島なんか
には、昭和の初期の一つの視察の記録なんか見ま
すと、たいへんたくさん数のアホウドリがここ
にいたわけでございませう。これを羽毛産業にす
るために取り尽くしてしまつて、ほとんど、いまで
は非常に少ない数しか残っていないので、繁殖す
るために非常に骨を折らないと数が少なくなる
ので繁殖もむずかしい。まあ、その世話をしな
くちやならない。また報告もしななくちやないとい
うことが義務づけられていましてございま

す。このアホウドリなんかに対してどんなことを
してきたかということなんでございませうが、ここ
に、これはアメリカの、アメリカン・ナチュ
ル・ヒストリーでございませうが、その中にアホウ
ドリ、ハワイの鳥から少し離れたところのレイサンとい
う鳥にアホウドリがいたへんたぐさいたんだそ
うでございませう。それでこの鳥は全部アホウド
リでもつてカパーして、三十万羽ぐらいの鳥がそ
こにいたんだそうでございませう。ところが、アメ
リカの欲の深い業者が目をつけて、このアホウド
リの羽毛が非常に羽ふとん、羽まくらによろしい
のでこれをとらうというところを考えた。ところが、
こんなにくさくさいところへ一ぱい群がつかつてい
る鳥を殺してとらうというところはたいへんなこと
らしいんです。どうしようかと考えた末に、それに
は冷血漢の日本人を頼むのが一番いいと、こうい
うことに結論がついたんです。それがちゃんとこ
こに書いてあるんでございませう。それで二十三
人の冷血漢が雇われて、そして数ヶ月の間に三十
万羽のアホウドリを全部殺してしまつた。それが
ひどい殺し方をして、それに気がついてアメリカ
の海軍の船がそこへ行ってキャブテンがすぐにそ
れをとめるために行ったんだそうでございませう
けれども、到着したときにはすでにいなくなつて
おつた、鳥でカパーされていた鳥は全島が骨でもつ
ておつた、実際にこれは鳥の歴史の中の残酷な歴史の一
ページなわけなんです。それが冷血漢の日本人によ
つてなされた、こういうふうな書かれていまして
ございませうから、こういうふうなことは、これに
関係した人はこれをみんな読んで知つておられま
すので、どうか冷血漢の日本人というふうな、鳥に
対してこんなところに利用されるというふうなこ
との汚名をぬぐうために、この協定につきまし
ては十分、日本人がほんとうにうらやまな態度を
とつていこうというふうにしていただかなくちやな
らない、こう思つてございませう。
それから、アホウドリはちよつと手おくれのよ
うでございませうが、天然記念物のタンチ・ウヅ

ル、これが釧路のほうにいます。このタンチ・ウヅルはまだ二百羽、それくらい
の数が残っているそうでございまして、これも危
険に瀕している種類なんでございませう。です
から、これはやはりアメリカで非常に目をつけて、
どうなつていのかというところを調べておられ
まし、日本でもこれをこれ以上数を減らさないよ
うに保護していかなくちやならないので、これに
ついてはどうなつておられますかという調べる
てみましたところが、最近になりましたアメリカの
コネル大学を卒業なさりました若い鳥の専門家
の方が釧路において数ヶ月滞在して、自
分の費用でヘリコプターを雇つて、上からこのツ
ルがどういふふうな巣をつくつていのか、どんな
ふうに分布されているかというふうな、そんな実
情を全部自分の費用でもつて調べて報告書をつ
くつていらつしやるそうでございませう。そして問
題は、昨年あたりだ、三十三羽ぐらいのツル
が高圧線に接触して死んだんだそうでございま
す。昨年は特別に多かったんだそうでございま
す。これはたいへん困つたことだから、絶滅に瀕
する鳥類を保護するというこの法律の手前、これ
はどうやって保護するんだらうか、それでアメ
リカの方は、この高圧線を埋没して、ツルがそ
れに引つかからないようにすべきではないかとい
う意見をラジオで述べられました。で、私もちよ
つと聞いたのでございませうが、二百キロにわたる高
圧線全部を埋没するのはたいへんお金がかかる
ので現実問題としてはできないので交通危険信号
を高圧線につけてタンチ・ウヅルに気がついて
らうのが精一ぱいのいまのやり方なんでございま
す。日本は現状では困難でございませうが、こ
ういうふうなことを一々これから報告していかな
ければならぬわけでございませう。こういうふうな
報告とか研究とかいふことについては今後どん
なふうによつていらつしやるのか、それをちよつと
聞かせていただきたいと思います。
○説明員(仁賀定三君) いまの絶滅に瀕した鳥の
調査でございませうが、本年度から新しく一斉にそ

の調査をすることにいたしました。本年度とりあえず十の島につきまして調査を予定いたしております。今後その絶滅の鳥の環境並びに生態調査の報告が出てまいりますれば、それに即しまして保護対策というものを早急に立ててまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○加藤シヅエ君 外務大臣にもう一つ伺いたいのでございますが、この第六条に、「これらの鳥類及びその環境に係る被害（特に海洋の汚染から生ずる被害を含む）を防止するための方法を探索し、」ということがあるのでございますが、この海洋汚染という問題に対して方法を探索するということはどういふことでございましょうか。

○説明員（仁賀定三君） この条約をつくる過程におきまして、まだ両国とも確実な形というものが、この規制すべきだといふものに至りませんで、努力規定という形で表現されておる次第でございます。海洋汚染の中でもこの鳥類の保護上最も過去の歴史で害が出ておりますのは、船舶の廃油とかあるいはタンカーの事故等によって原油が海上に流出してその生息の地帯をおおったというふうな場合に、その水鳥が窒息してしまふ、あるいはからだが油で汚れて飛しよう能力を失なってしまうて大量死に至つておる歴史があるわけでございます。このようなことから、私もこれからの鳥の保護につきましては海洋汚染の防止ということに非常に関心を持っておる次第でございます。関係各省と緊密な連絡をいたしまして、海洋汚染防止法等の適切な運用によりまして今後ともその面の調査研究を進めると同時に、適切に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○加藤シヅエ君 調査研究という御答弁でございますけれども、これは現実の問題としては、もうあつちでもこっちでも海洋が汚染されて、鳥が一度羽がよごれると飛べなくなつてどんどん死んでいく実例を始終新聞でも報道されております。調査研究の段階でなくて、実際にすぐに対処しなければならぬ問題でございまして、これも非常に手おくれをしております。これは環境庁だけの責任ではございませんから、環境庁を責める

わけではございませんけれども、外務大臣に知つていただきたいのは、この海水汚濁の問題にしても、外務省はぜひふんとスローモーションで考えていらつたのでございまして、ここに昭和四十二年七月の参議院外務委員会の記録を私持つてまいつたのでございまして、ここで発言いたしましたときに、ここにいらつた森さん、羽生さん、山本先生、杉原先生なりみんな御列席の委員会だったのでございまして、ふだんあまり文句を言ったことがないんですが、ここでは相当文句を言いました。それはそのときには三木外務大臣のときでございまして、ILO条約の批准が問題になりましたのでございまして、そのILO条約が勧告されてから批准されるまでに十六年経過しております。もう実にゆつくりしたものでございまして、これは男女平等の立場から考えましたら全く無視されてきて、やつと十六年目に外務委員会でこの問題が決議をされた。それで海水汚濁の条約が、それがやつと昭和四十二年になって初めてこれを問題にすることになった。そんなふうにおいのでございまして、これはすでにスタートがおそかつたといふことが、今日やつぱり鳥の問題についてもこれが非常に関係があつて、英国やなんかではこういうことに対して非常によく手が回つておるやうに聞いておりますが、日本もやはり国際的な立場から、信用の問題でもございまして、条約に忠実に対処するやうな立場からも、ひとつ外務大臣、こういうところにも大いに関心を持っていただきたいと思つてございまして、いかがでございましょうか。

○国務大臣（福田夫君） 批准に十年もほうっておくこと、こういうことはどうも非常な異例なことかと思つております。批准は調印してから——調印をするときには当然批准といふことを前提にするわけでありまして、これは慎重に検討いたしましたして調印をする、調印をした以上その批准までには手間をとるといふことになりまして、これは国際信用にも関する問題でありますから、よほどこれは気をつけなければならぬ、今後気をつける

ことにしたいと思つております。

○加藤シヅエ君 残余の質問はまた次の機会に譲らしていただきます、本日はこのくらいにとどめたいと思つております。

○渡谷邦彦君 ちょっと一点だけ関連をして聞いておきたいのです、次のときの質問のこともありますから。

いまの質疑を伺つておまして、大石さんおれば大石さんに伺いたいと思つた点が一つあるんです。われわれが常識的に考えてこの渡り鳥の保護、それはけつこうなことだと思つて、ただ、日本の今日のように公害が激しくなつてきますと、一体どういふふうにかたえていくことができるののうかといふたいへん素朴な疑問が出てくるわけですね。いま答弁された中でも、海洋汚染で大量に死んでおる水鳥の話もある。あるいは海洋汚染のみならず、農業公害等によつてあるいは絶滅のおそれがあるやうな刻々迫つておるものがあるかもしれない。そういうことを、ただ国内法の規制だけでもって一体防げるのかどうか。そうして罰則だけきびしく設けて最高刑が一年以下でしよつて、懲役、罰金刑が五万円、そういうことでもつて拘束しながら、ほんとに一体保護だとか絶滅のおそれのあるものについて防げるのうか。防除対策ができるのうか。まず基本的にそういう問題を並行的に、当然考えていらつたやうな限り、せつかく条約を結んでもどうなんだといふ、その効果が一体どういふふうにあらわれるのだ。いままでわれわれの頭の中にある限りにおいて、アメリカから日本ですか、それからシベリアから日本に渡つて、あるいは東南アジアに行くいゝわゆる分岐点みたいなところですね、これは、しかし、鳥類にとつてはまさに現在の日本の列島は公害列島ですから、あるいは死にに来るみたいなものじゃないか、極端なやうな見方も出てくるのじゃないか。そういう点を根本的に洗い直して考えてみないと、いま申し上げたやうに、何となくすつきりするみたい、すつきりしないみたいな——この中身が別にどういふやうなわけじゃない

ありませんよ。そうしたことを、これからどういふふうに対外的にいろんな話し合いを進め、環境庁は環境庁としてその責任においてこういう問題を整理しながらその保護に当たつていくのか、防除対策を講じていくのか。この問題だけ伺つておきます、きょうは。

○説明員（仁賀定三君） 環境問題と鳥獣の生息でございまして、私も鳥獣の保護には、その生息環境の保護というのが何よりも重要なやうなふうに考えております。ただいま御指摘の公害物質等による汚染と鳥獣との関係、これも非常に大きな問題でございまして、過去の公害物質が話題になりました歴史も、どちらかといへば鳥が次々死んでいく、それはなぜだといふやうなところから公害物質が議論され、規制基準の対象になつてきた。何か環境のバロメーターのやうな役割りをして果たしてくれておるといふやうなことがあるわけですね。私もとしましては、そういう面の資料が実はまだ非常に不足しておりますので、本年新しく研究費を計上いたしまして、森林地帯、田畑地帯、それから水面地帯、三つに区分いたしまして、その代表的な鳥につきまして各種公害物質の残留毒性の及ぼす影響につきまして研究を早急に開始することにしたおる次第でございます。

なお、環境庁全体といたしまして、この種の公害問題に全力をあげて取り組んでおまして、これらの規制を整備されていくに従つて、これはもちろんいまのところ人間の環境という形においてはいろいろな規制を整備しておるわけでございますが、それが反射的に鳥獣の保護に好結果をもたらすといふやうなことを考えておる次第でございます。今後、鳥獣の保護につきましてそのやうな点につきまして適切に対処してまいりたいと思つておるわけでございます。

○委員長（八木一郎君） 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長（八木一郎君） 速記をとめて。

○委員長（八木一郎君） 速記を始めて。本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十五分散会